

令和8年6月12日

職員による準公金の横領に係る懲戒処分について

職員による準公金の横領が判明したことから、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

【概要】

本件対象職員が借金返済及び遊興費に充てるため、令和7年11月から令和8年3月の間、当時管理を担当していた緑化推進協議会に係る緑の募金のうち総額756,400円を、また、令和7年10月、令和8年1月及び3月に糟屋地区鳥獣被害防止対策協議会からの交付金のうち総額488,000円をそれぞれ横領した。

【経緯】

令和8年4月20日、産業観光課へ猟友会会員より有害鳥獣捕獲経費が支払われていないとの連絡があり、当該職員に確認していたところ、当該経費の一部を横領した旨の話をしたため、速やかに人事担当部署（総務課）に報告し、情報共有した。同日、副町長、総務課管理職において当該職員に事情を聴取したところ横領の事実を認めた。

令和8年4月20日から4月27日にかけて当該職員に対して事情徴収を計6回行い、緑の募金についても横領の事実を認め、被害金額の確定と全容解明を行った。

令和8年4月27日、当該事案を篠栗町職員懲戒等審査委員会へ諮問し、懲戒事案として審議を開始、令和8年5月12日と令和8年5月13日の2日間に渡り、当該職員を含む関係職員への聴取を行い、令和8年5月19日に、当該職員の懲戒免職と当時の上司3名に対する訓告を行うことが妥当との答申を受け、今回の処分に至った。

【弁済】

横領した総額1,244,400円は、令和8年4月23日までに全額弁済されている。

【処分の内容】

被処分者 産業観光課（行為当時） 主事（20代）

処分年月日 令和8年5月26日

処分内容 免職

適用法令 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

【管理監督者への対応】

本件対象職員の管理監督者にあつた者（3名）については、任命権者より訓告を行った。

【特別職の給料減額措置】

※特別職（町長・副町長）の給料減額措置を行うため、令和8年第2回定例会（6月議会）に議案を追加提案し可決された。

町 長	減給	10分の1	1月
副町長	減給	10分の1	1月

【再発防止策】

今般の事態を厳粛に受け止め、二度とこのような不祥事を起こさないよう、以下の再発防止策を徹底いたします。

- ・現金や金券類の保管を最小限とし、支払いは原則として口座振込へ移行します。
- ・預貯金通帳と届出印を別々の金庫に分け、会計担当と管理者を異なる職員が担うことで単独での不正出金を物理的に防ぎます。
- ・担当部署においての毎月の定期点検及び総務課長等への結果報告を行うとともに、当該事務に関わらない別の職員による年1回以上の厳格な帳簿点検、会計管理者による実地検査など、相互チェック体制を構築します。
- ・職員が準公金を取り扱う妥当性を常に検証し、速やかに外部団体への事務移管を進め、根本的なリスク低減に努めてまいります。
- ・この再発防止の取り組みについては篠栗町準公金取扱規程として組織統一のルールとして策定し、職員全員で再発防止に取り組んでまいります。

【町長コメント】

この度、本町職員による準公金横領という、町民の皆様の信頼を著しく裏切る重大な不祥事が発生いたしました。全体の奉仕者としてあるまじき行為であり、町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

日頃より職員への指導を徹底してきたところではございましたが、このような事態を招き、町政を預かる者として改めて自らの責任の重さを痛感しております。

本件を重く受け止め、去る5月25日には緊急会議を開催し、法令遵守の徹底を改めて指示いたしました。また、再発防止に向け、公金等の取扱いに係る事務手順を緊急点検するとともに、より厳格なチェック体制の構築など、事務執行体制の抜本的な見直しに着手したところでございます。

今回の事案を全職員が厳粛に受け止め、町民の皆様からの信頼を回復するため、二度とこのような事態が発生しないよう、全庁を挙げて再発防止策の徹底に全力で取り組んでまいります。